（丸亀区検察庁副検事）同　北山　裕
（観音寺区検察庁副検事）同　永原　靖之
高松区検察庁副検事に配置換する（各通）
（高松区検察庁副検事）同　岡澄　茂樹
（徳島区検察庁副検事）同　丸茂　民夫
丸亀区検察庁副検事に配置換する（各通）
（高松区検察庁副検事）同　多川　国伸
観音寺区検察庁副検事に配置換する
（加古川区検察庁副検事）同　寒川　勝巳
（西条区検察庁副検事）同　松下　哲也
徳島区検察庁副検事に配置換する（各通）
（立川区検察庁副検事）同　宍倉　一浩
（同）同　下津　浩紀
高知区検察庁副検事に配置換する（各通）
（高知区検察庁副検事）同　筒井　正人
須崎区検察庁副検事に配置換する
（須崎区検察庁副検事）同　永井　隆志
（大洲区検察庁副検事）同　池田　仁
（西条区検察庁副検事）同　徳田　芳久
（今治区検察庁副検事）同　西田　浩直
松山区検察庁副検事に配置換する（各通）
（松山区検察庁副検事）同　城戸　賢藏
大洲区検察庁副検事に配置換する
（丸亀区検察庁副検事）同　高岡　毅彦
（松山区検察庁副検事）同　上原　大輔
西条区検察庁副検事に配置換する（各通）
（同）同　関口　夏樹
（同）同　濵田　哲郎
今治区検察庁副検事に配置換する（各通）
（東京区検察庁主任捜査官）検察事務官　兼岩　隼史
（同）同　佐々木佳也
（同）同　本橋龍之介
（同）同　山野邊一剛
（町田区検察庁主任捜査官）同　月岡雄一郎
（横浜地方検察庁川崎支部主任捜査官）同　須貝　直哉
（横浜地方検察庁横須賀支部主任捜査官）同　谷　和幸
（横浜区検察庁主任捜査官）同　佐野　隆
（さいたま区検察庁主任捜査官）同　竹島真一郎
（千葉区検察庁主任捜査官）同　三浦　裕貴
（松戸区検察庁主任捜査官）同　高橋　洋嗣
（宇都宮地方検察庁栃木支部主任捜査官）同　黒崎　晃輝
（富士区検察庁主任捜査官）同　池田真奈美
（三条区検察庁主任捜査官）同　野口　寛之
（大阪地方検察庁総務部検務専門官）同　木村　彰
（大阪地方検察庁主任捜査官）同　藤尾　雅宣
（大阪区検察庁主任捜査官）同　岸本　和巳
（同）同　根来　隆史
（神戸区検察庁主任捜査官）同　江藤　昌
（伊丹区検察庁主任捜査官）同　井出　隆行
（尼崎区検察庁主任捜査官）同　垣本　真幸
（奈良地方検察庁主任捜査官）同　檜垣　崇
（和歌山区検察庁主任捜査官）同　池田　裕二
（同）同　藤井　秀仁
（名古屋区検察庁主任捜査官）同　乾　圭一郎
（同）同　志水　恵一
（同）同　山本ゆかり
（津区検察庁主任捜査官）同　北岡　寛子
（敦賀区検察庁主任捜査官）同　牧野　邦之
（広島地方検察庁主任捜査官）同　清水　壮一
（広島地方検察庁呉支部主任捜査官）同　久保田晶子
（広島区検察庁主任捜査官）同　高岡　春美
（大竹区検察庁主任捜査官）同　沼田　泰経
（福岡区検察庁主任捜査官）同　寺﨑　祐輔
（佐賀区検察庁主任捜査官）同　川﨑　昭史
（同）同　杉本　真也
（大館区検察庁主任捜査官）同　小木田紘典
（小樽区検察庁主任捜査官）同　尾村　純弘
（中村区検察庁統括検務官）同　奥田　浩則
副検事二級（東京区検察庁副検事）に昇任ゃゃ
（各通）（以上四月一日）
検事　白井　美果
平成三十年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日まで
平成三十年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十月三十一日まで
同　福永　宏
平成三十年司法試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日まで
平成三十年司法試験予備試験考査委員に併任する
併任の期間は平成三十年十一月三十日まで
（以上四月三日）

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３３３号
名古屋市千種区竹越２丁目５番11号　ライオンズマンション千代田橋503号
債務者　服部　堯
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３４０号
名古屋市中区新栄１丁目31番８号、従前の住所名古屋市名東区新宿１丁目133番地　新宿マンション305号
債務者　中込　勲
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３３号
北海道苫小牧市字沼ノ端51番地の１
債務者　道政　麗子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３４号
北海道苫小牧市春日町３丁目15番７号　柏ハイツ101号
債務者　奥風めぐみ
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第３６号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番２―301号
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１５１号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目19番23号　サンハイツ桜ヶ丘２、従前の住所宮城県気仙沼市本吉町大椚16番地２
債務者　佐藤　隆
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
茨城県牛久市田宮町576番地49
債務者　寺田　光一
1　決定年月日時　平成30年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係